



復興庁

Reconstruction Agency

復興・創生 その先へ

資料 1

原子力災害からの復興の現状

令和5年3月22日

復興大臣 渡辺 博道

1. 原子力災害被災地域の状況

原子力災害被災地域は、復興・再生が「本格的に始まった」段階
引き継ぎ国が前面に立って、中長期的に対応することが必要

1. 事故収束

- ・中長期ロードマップを踏まえ、国が前面に立って、安全かつ着実に実施
- ・ALPS処理水の処分に関する基本方針及び行動計画(令和5年1月実行会議で改定)に基づき対応

2. 環境再生

- ・除去土壌等の輸送、仮置場の原状回復、最終処分に向けた減容・再生利用の推進及び理解醸成活動

3. 帰還・移住等の促進

- ・令和2年3月時点で、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示解除、帰還に向けた生活環境の整備
- ・帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域」の避難指示解除に向けて調整
　拠点区域外への帰還・居住についても、令和3年8月の基本の方針を実現すべく、通常国会に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を提出
- ・移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大等による、復興を支える新たな活力の呼込み

4. 福島イノベーション・コスト構想

- ・浜通り地域等における新産業創出に向け、廃炉等の重点分野における拠点整備・実証等の推進
- ・創造的復興の中核拠点としての「福島国際研究教育機構」の本年（令和5年）4月の設立に向け、人的体制の整備、長期・安定的な運営を支える組織体制・財政基盤の構築の取組を実施

5. 農林水産業の再生

- ・営農再開の加速化（農地の大区画化・利用集積、高付加価値産地の形成等の推進）
- ・漁業の本格的な操業再開に向けた支援、水産加工業の販路の開拓・加工原料の転換等の支援

6. 風評払拭

- ・令和4年4月の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージを改訂し、情報発信等の取組強化を復興大臣から指示

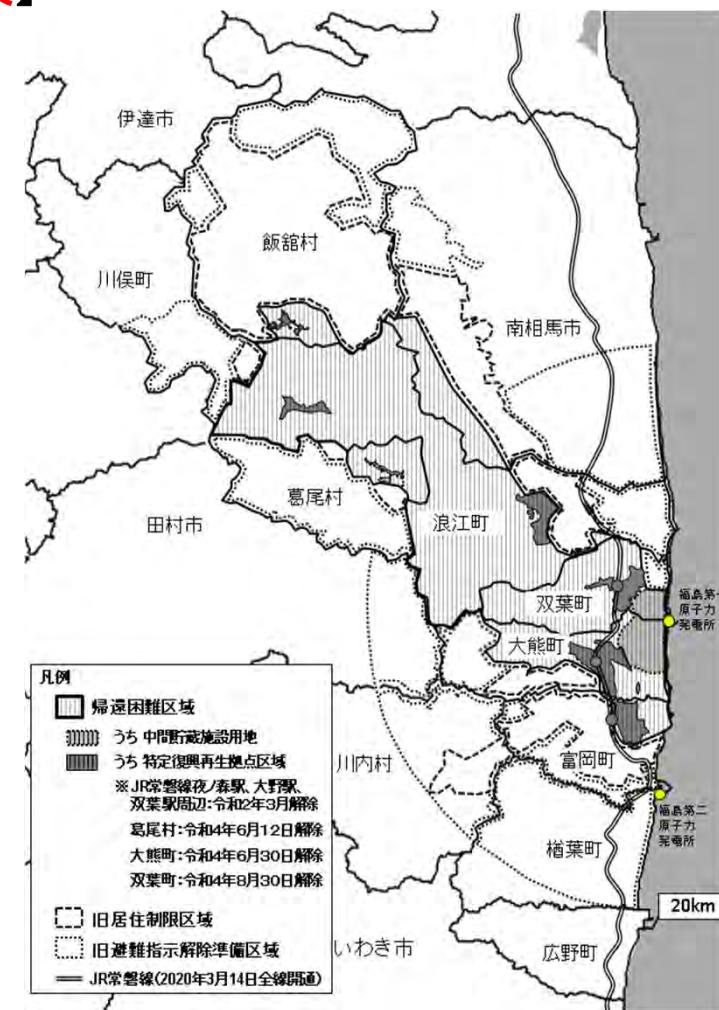
2. 特定復興再生拠点区域の整備

- 福島特措法において、帰還困難区域で避難指示解除を可能とする復興拠点を定める計画を規定
- 帰還困難区域を有する6町村で拠点区域が設定され、昨年(令和4年)には双葉町、大熊町、葛尾村の避難指示が解除。富岡町、浪江町、飯舘村についても、**本年(令和5年)春頃の避難指示解除**に向けて調整

【避難指示解除】



【避難指示解除目標: 令和5年 春頃】



3. 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域外の対応について

- 令和3年8月の**基本の方針を実現**するため、**福島復興再生特別措置法**の一部を改正する法律案を本年(令和5年)2月7日に閣議決定し、今常会に提出

法案の概要

「特定帰還居住区域」（仮称）の創設

- 市町村長が、**拠点区域外**において、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す**「特定帰還居住区域」（仮称）を設定できる制度**を創設

（区域のイメージ）

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定（要件は以下のとおり）

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む**「特定帰還居住区域復興再生計画」（仮称）を作成**し、内閣総理大臣が認定

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

- （1）**除染等**の実施（**国費負担**） （2）**道路等のインフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**